

自然資産とは

～自然公園・エコパーク・ジオパーク～

2022/11/26

環境省 中部地方環境事務所

白山自然保護官事務所

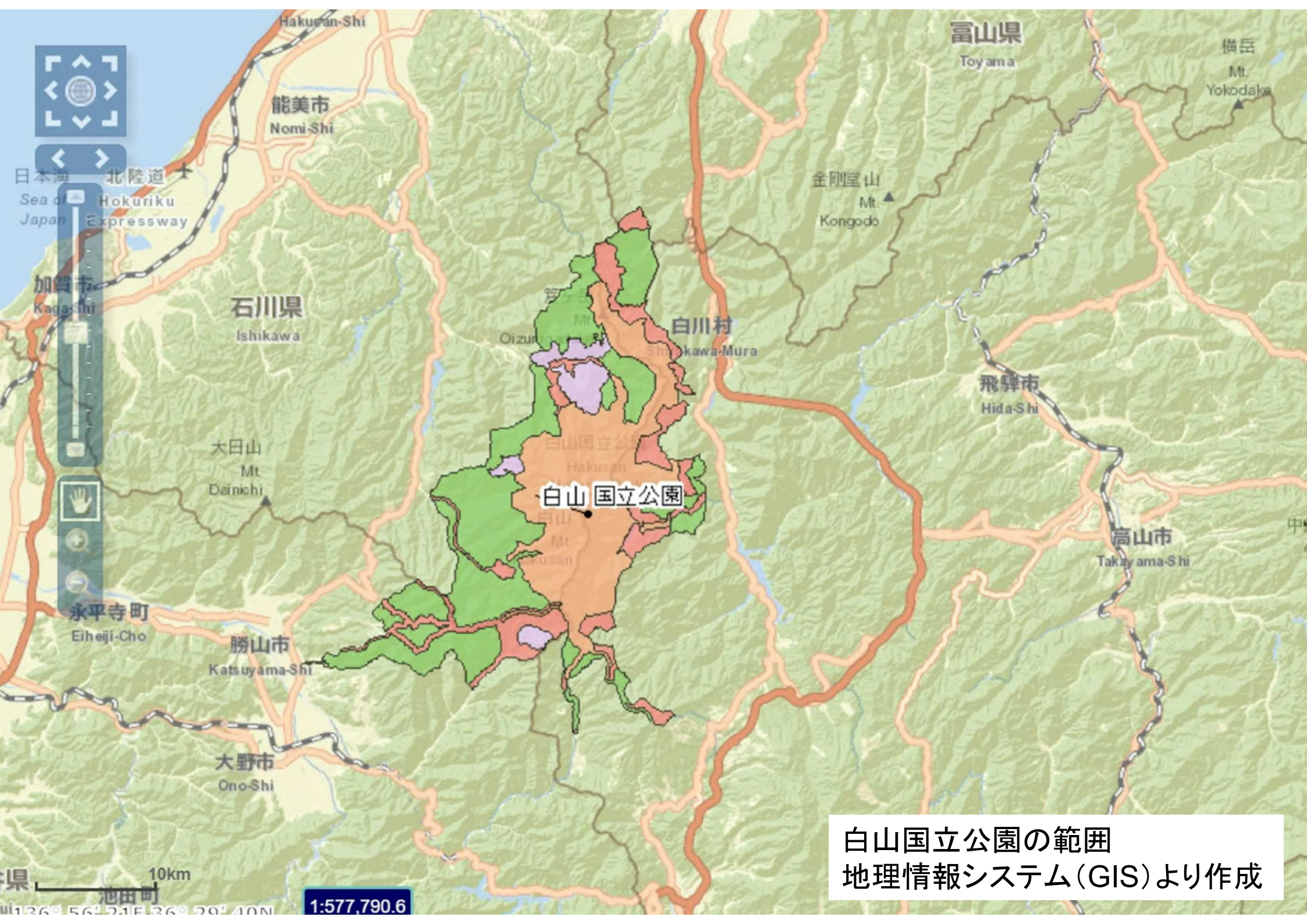
染谷 祐太郎

自己紹介

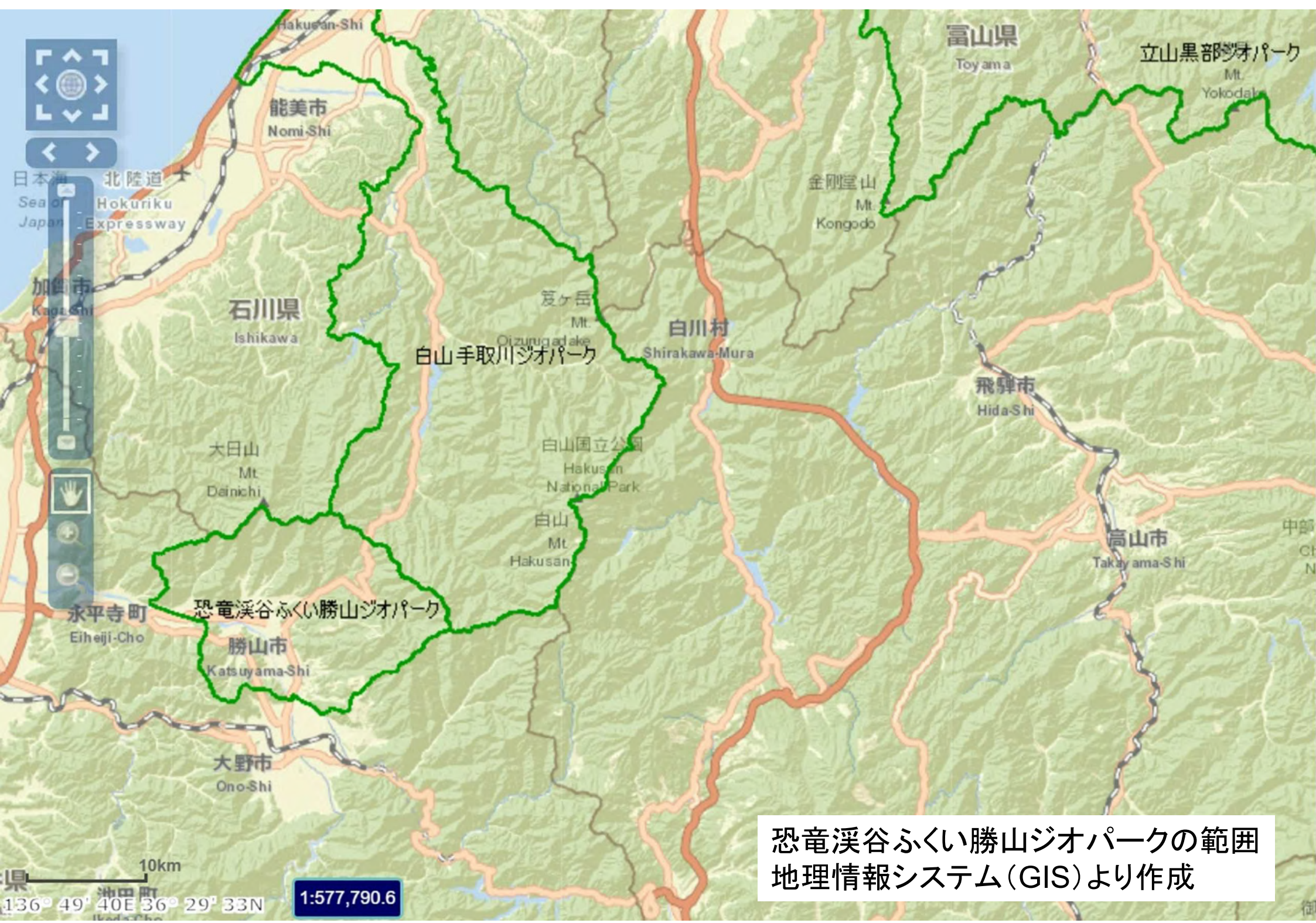


- Name
染谷 祐太郎 (YUTARO SOMEYA)
- Occupation
自然保護官 (Ranger)

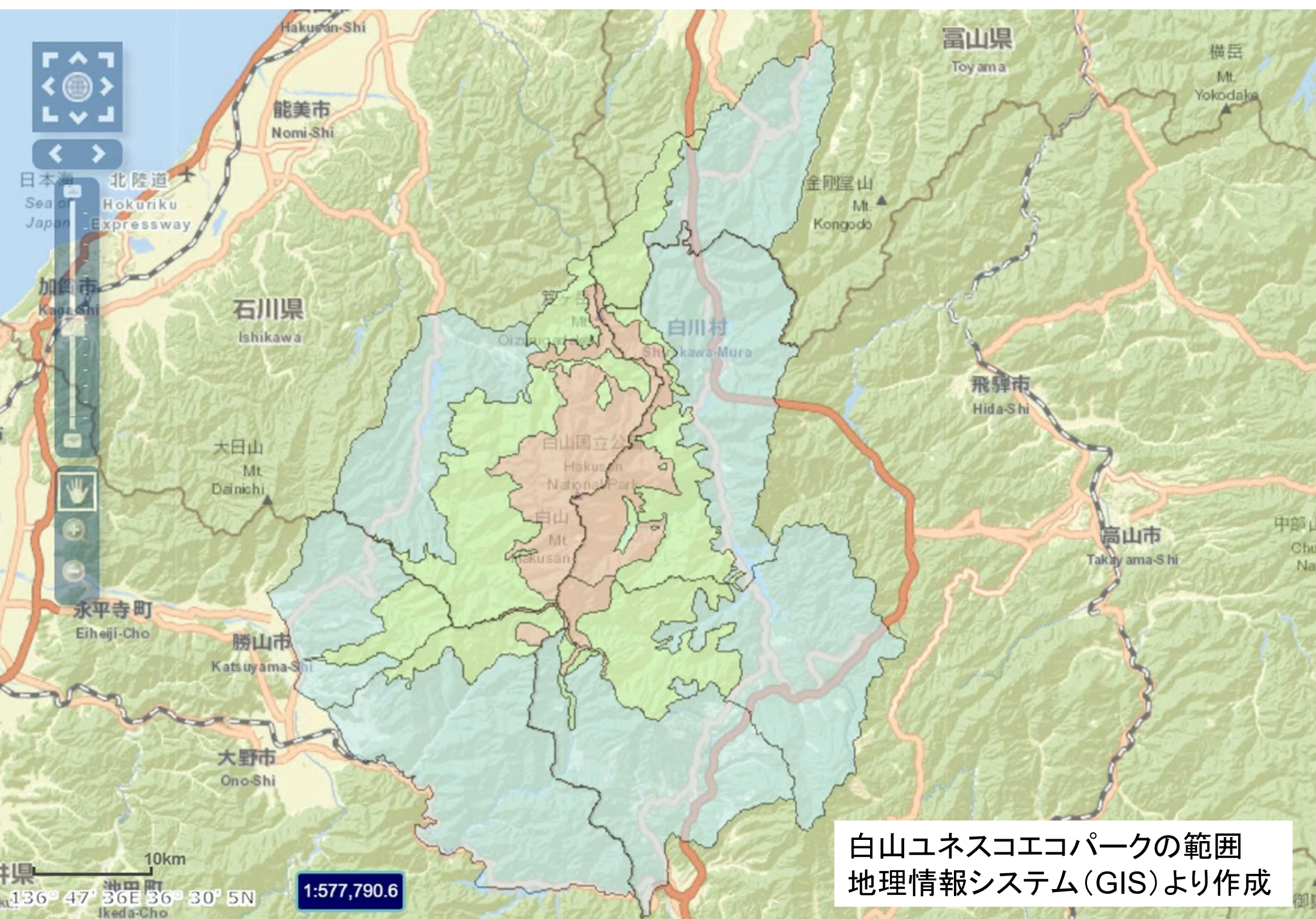


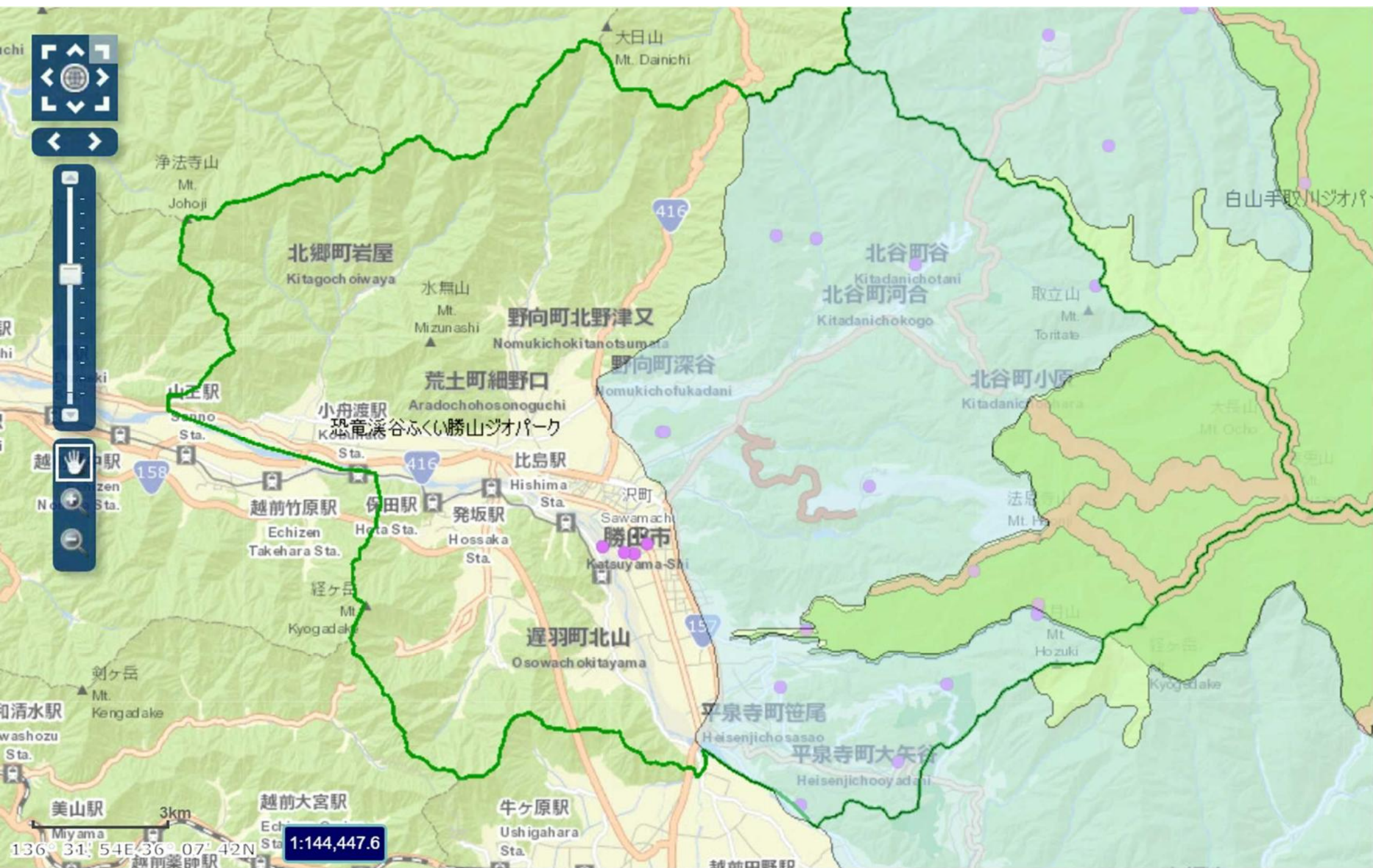


白山国立公園の範囲
地理情報システム(GIS)より作成

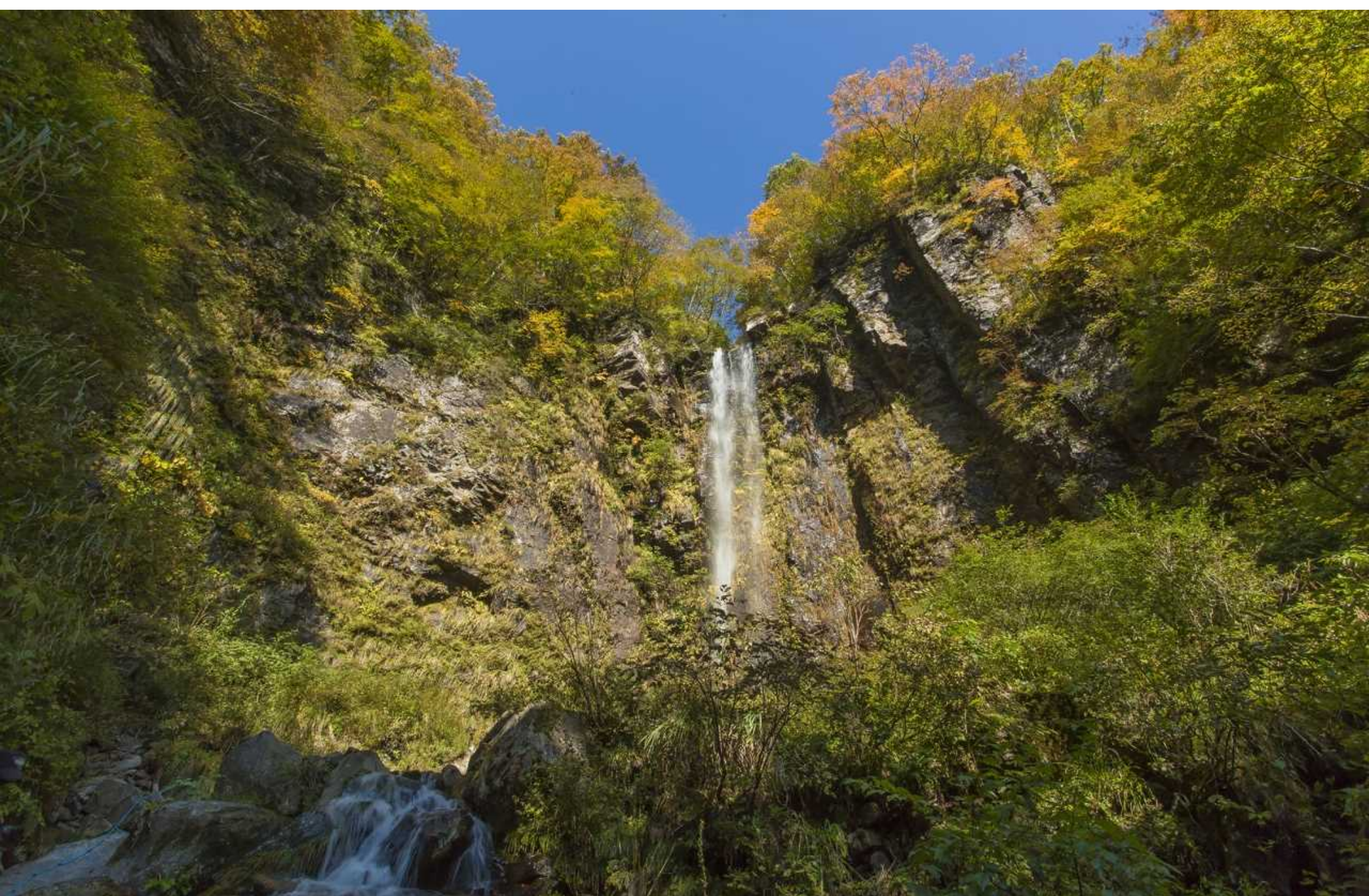


恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークの範囲
地理情報システム(GIS)より作成





3つの枠組みの重複範囲 地理情報システム(GIS)より作成



弁ヶ滝(公益社団法人 福井県観光連盟「福井県公式観光サイトふくいドットコム」から引用)



法恩寺山



白山平泉寺



発掘・復元された白山平泉寺の中世の石畳道

白山国立公園について

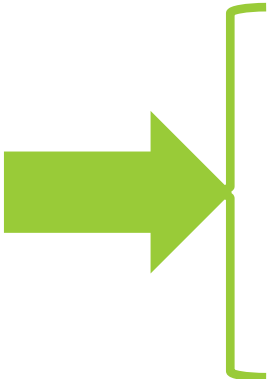


国立公園に指定される地域

■ 目的（自然公園法第一条）

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること

「同一の風景形式中我が国の風景を代表するとともに、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景」（自然公園選定要領、昭和46年）

- 
- 日本を代表する自然の風景地
(高い山、美しい湖、広大な湿原、原生的な生態系など)
 - 核心的な区域の周りも緩衝帯として指定しているため、原生的な場所から、集落地まで幅広い自然度

白山国立公園(昭和37年11月12日指定)

今年で指定60周年！

白山を中心とする国立公園

富山県、石川県、福井県、岐阜県の4県7市村にまたがる
福井県では、勝山市、大野市の2市を含む

特色: 自然性の高い火山孤峰、古来より信仰と伝説の名山、
禅定道及び白山神社等の歴史性





恐竜渓谷ふくい
勝山ジオパーク
DINOSAUR VALLEY FUKUI
KATSUYAMA GEOPARK

恐竜はどこにいたのか？大地が動き、大陸から勝山へ
「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」は、日本列島のほぼ中央、
福井県の北東部に位置する勝山市全域をエリアとするジオパークです。

Japanese

English

Chinese



ホーム
Home



恐竜渓谷ふくい
勝山ジオパークについて
About Katsuyama Geopark



主な見どころ
ジオサイト
Geo Site



アクセス
Access



リンク集
Links



お問い合わせ
Contact

大地の公園を
楽しもう！

「3つの小テーマ」
に沿ってジオサイトを
紹介します。



恐竜・恐竜化石



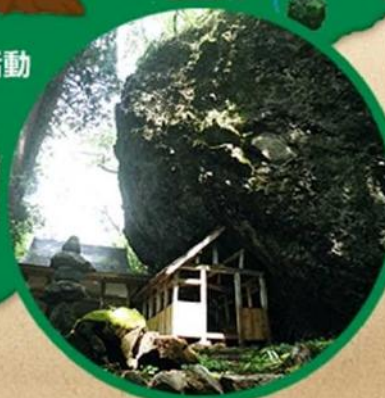
福井県勝山市は、日本国内における有数の恐竜化石産地です。平成元年から続く福井県の発掘調査で、手取層群の前期白亜紀の地層から学術的に貴重な恐竜化石が数多く発見されました。恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークでは、「恐竜はどこにいたのか？大地が動き、大陸から勝山へ」をテーマに掲げ、恐竜が大陸で生きていたことから発見されるまでの間の地球活動の遺産のほか、自然環境、勝山の人たち暮らしぶりなどを訪れる人々が目で見、肌で感じることができる「地域まるごとジオパーク」を目指しています。

(平成21年10月「日本ジオパーク」に認定)



九頭竜川などの
河川とその地形

火山と火山活動

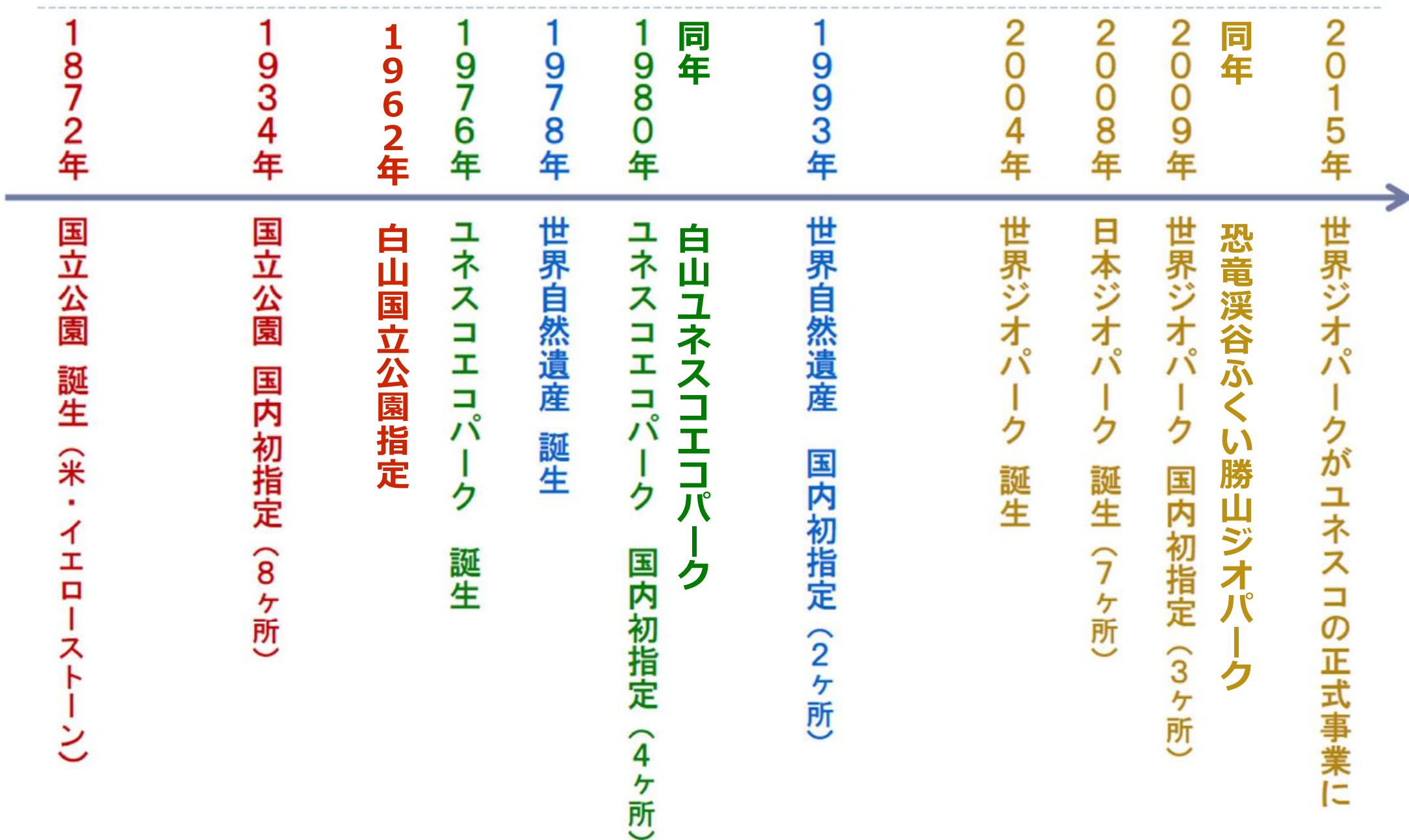


白山ユネスコエコパーク

Mount Hakusan Biosphere Reserve

ENGLISH





	国立公園	ユネスコ		
		世界自然遺産	エコパーク (生物圏保存地域、 生物圏保護区)	ジオパーク
国内数 (全世界数)	34 (約7,000)	5 (218)	10 (738)	世界ジオ9 (177) 日本ジオ46
意義	風景地の保護と利用の増進により国民の保健・休養・教化に資すると共に生物多様性の確保	人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を有する不動産を保護するための国際協力や援助体制の確立	生態系の保全と持続可能な利活用の調和、自然と人間社会の共生	地質遺産を保護するとともに、教育や研究、ツーリズム等に活用し、地域の持続可能な開発に寄与
ゾーニング	特別保護地区 特別地域 普通地域	コアゾーン バッファゾーン	核心地域 緩衝地域 移行地域	—
管理運営	環境省 (協働型管理運営)	国、都道府県	自治体、民間など広範な参画	
保全の担保	自然公園法	国内法令(自然公園法、文化財保護法、条例など)		

日本国内のジオパークは46地域。 そのうち28地域が国立公園と重複しています。

● は世界ジオパーク ● は日本ジオパーク

(2022年3月現在)

ジオパーク	世界 ジオパーク認定	日本 ジオパーク認定	ジオパークに重なる 国立公園
① 三笠	—	2013年 9月	大山隠岐国立公園
② 阿蘇	2009年 8月	2008年 12月	阿蘇国立公園
③ 十勝	—	2022年 1月	大雪山国立公園
④ 北海道	—	2010年 9月	—
⑤ アポイ岳	2015年 9月	2008年 12月	大雪山国立公園
⑥ とくち島	—	2013年 9月	三陸復興国立公園
⑦ 三陸	—	2016年 9月	—
⑧ 下北	—	2015年 9月	—
⑨ 奥羽山麓	—	2011年 9月	—
⑩ 男鹿半島・大湯	—	2012年 9月	—
⑪ ゆづり	—	2016年 9月	—
⑫ 鳥島・飛鳥	—	2012年 9月	—
⑬ 八幡白神	—	2011年 9月	磐梯朝日国立公園
⑭ 磐梯山	—	2016年 9月	—
⑮ 筑波山地	—	2011年 9月	上信越高原国立公園
⑯ 下北	—	2012年 9月	秩父多摩甲斐国立公園
⑰ 浅間山北麓	—	2010年 9月	富士箱根伊豆国立公園
⑱ 秩父	—	2012年 9月	富士箱根伊豆国立公園
⑲ 鍋子	—	2009年 8月	妙高戸隠連山国立公園
⑳ 伊豆大島	—	2008年 12月	中部山岳国立公園
㉑ 箱根	—	2013年 9月	—
㉒ 糸魚川	—	2014年 12月	上信越高原国立公園
㉓ 苗場山麓	—	2014年 8月	中部山岳国立公園
㉔ 功山奥	—	2011年 9月	白山国立公園
㉕ 白山手取川	—	2009年 10月	白山国立公園
㉖ 恐竜谷ふくいの山	—	2008年 12月	南アルプス国立公園
㉗ 南アルプス	—	2012年 9月	富士箱根伊豆国立公園
㉘ 伊豆半島	2010年 4月	2010年 10月	山陰海岸国立公園
㉙ 山陰海岸	—	2014年 8月	吉野熊野国立公園
㉚ 南紀熊野	—	—	—
㉛ 三宅	—	—	—
㉜ 鳥島半島・大湯	—	—	—
㉝ 五島列島(下五島エリア)	—	—	—
㉞ 阿蘇	—	—	—
㉟ 阿蘇	—	—	—
㊱ 阿蘇	—	—	—
㊲ 阿蘇	—	—	—
㊳ 阿蘇	—	—	—
㊴ 阿蘇	—	—	—
㊵ 阿蘇	—	—	—
㊶ 阿蘇	—	—	—
㊷ 阿蘇	—	—	—
㊸ 阿蘇	—	—	—
㊹ 阿蘇	—	—	—
㊺ 阿蘇	—	—	—
㊻ 阿蘇	—	—	—
㊼ 阿蘇	—	—	—
㊽ 阿蘇	—	—	—
㊾ 阿蘇	—	—	—
㊿ 阿蘇	—	—	—



パンフレット「国立公園とジオパークの連携 未来へ続く大地のために」より
2022年3月 環境省自然環境局国立公園課 国立公園利用推進室 発行

国立公園とジオパークの様々な **連携**

「保護」「施設整備」「教育・普及」「プログラム開発」「人材育成」等、
国立公園はジオパークと連携し、様々な取り組みを行っています。

国立公園とジオパークの連携により、 新たな地域の魅力を発見する！

日本には多種多様な自然が存在しています。その国立公園の優れた自然の風景や自然に根差した文化は、
観光資源としてとても魅力的で、訪日外国人の関心も高いものです。
それらの魅力あふれる自然資源を活かし、国立公園とジオパークの連携を図ることで、
エコツーリズムや環境教育などを発展・充実させ、地域の活性化を行っていきます。

自然公園法による 保護

国立公園内の重要な地形・地質、そして、それを基盤とした、貴重な生態系が成立している地域を保護しています。



施設や看板を使った ジオパークの 解説・案内

国立公園のビジターセンターや標識、登山道等の整備により、ジオパークの活動を支援しています。



ジオパークを紹介する ガイドツアーの 開催

モデルツアーの立案・試行、ガイドの育成支援、ジオをテーマにした環境学習や観察会を行っています。



パンフレット「国立公園とジオパークの連携 未来へ続く大地のために」より

2022年3月 環境省自然環境局国立公園課 国立公園利用推進室 発行

自然公園法の一部を改正する法律

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



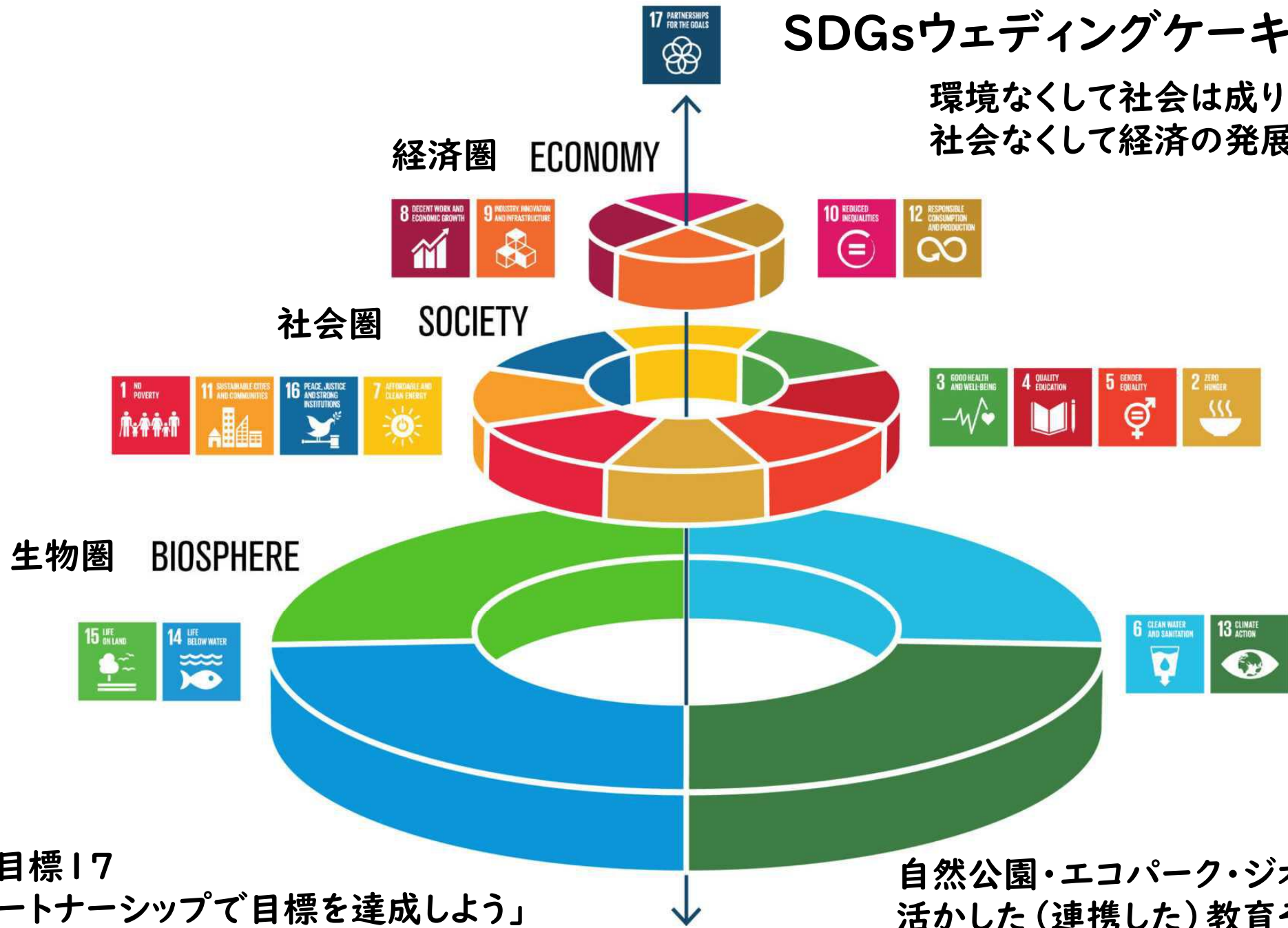
公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々が楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。

SDGsウェディングケーキモデル

環境なくして社会は成り立たず、
社会なくして経済の発展はない。



Thank you for listening!

